

**「(仮称) 千曲運動公園戸倉体育館」
ネーミングライツ・パートナー及び愛称募集要項**

千曲市は、新たに整備する「(仮称) 千曲運動公園戸倉体育館」における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）及び愛称を下記のとおり募集します。

1. 募集の目的

市の自主財源（命名権料）を確保し、安定的な施設の維持管理・運営を行うため、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

また、新たな施設の知名度や魅力を高め、市民及び利用者の満足度を向上させるため愛称を募集します。

2. 募集施設

(1) 名 称

「(仮称) 千曲運動公園戸倉体育館」

※ 正式名称（市の設置条例で定める施設名称）は供用開始前に決定します。正式名称が決定するまでは、「(仮称) 千曲運動公園戸倉体育館」と表記します。

(2) 所 在 地

長野県千曲市大字磯部 1406 番地 3

(3) 設置目的

老朽化した既存の戸倉体育館の建替えにあたり、部活動の地域展開や令和 10 年開催の国民スポーツ大会において活用するとともに、隣接する戸倉上山田温泉を活かした合宿・大会の誘致などにより地域の活性化を図り、更には地域の防災施設（地域防災拠点）としても活用できる市の新たなランドマークとなる体育館を整備します。

なお、新体育館は県内初の事例となる「PFI 制度」を活用した整備になるため、先進的な事例として関心が集まることが期待できます。

(4) 建築年月

着工：令和 8 年 10 月（予定）

竣工：令和 10 年 7 月（予定）

供用開始：令和 10 年 10 月 1 日（予定）

(5) 管理方法

指定管理者に委託（予定）

ア 名 称：株式会社スポーツパーク千曲（予定）

イ 所 在 地：長野県千曲市杭瀬下三丁目 59 番地

ウ 指定の期間：令和 10 年 8 月 1 日（予定）～令和 25 年 3 月 31 日

(6) 施設概要

別紙「(仮称) 千曲運動公園戸倉体育館の概要」のとおり

※ 市のホームページも参考にご覧ください。

<https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kominkyoso/sports/12430.html>

3. 応募条件

(1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体（法人格は問わない）とします。ただし、別記1の条件に該当する者や、個人での応募はできません。

複数の法人等による応募も可能ですが、その場合は代表団体を定めてください。また、構成団体の全てが応募資格を満たす必要があります。

(2) 愛称

ア ネーミングライツにより付与される愛称は、「〇〇体育館」、「〇〇アリーナ」など体育館であることが分かるものとし、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られ、別記2に掲げる内容を含まないものとします。

イ 利用者の混乱を避けるため、命名期間（協定期間）内における愛称の変更はできないこととします。

ウ 愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であるため、市の設置条例で定める施設名称の改正は行わないこととします。

エ 愛称が定着するまでの間（協定締結日から供用開始日前日まで）は、必要に応じて施設の正式名称（正式名称が未定の間は仮称）を併記することとします。

オ 導入施設の愛称ロゴの作成・提案も可能です。

カ 愛称の表示又は愛称ロゴのデザインに、企業ロゴ、企業マスコット等を使用することとしますが、ネーミングライツ・パートナーにより商標登録されていることを前提とします。

キ 愛称の表示又は愛称ロゴに企業のキャッチフレーズは原則使用できないこととします。ただし、企業ロゴや企業マスコット等とキャッチフレーズが一体となって商標登録されている場合は、キャッチフレーズも使用できることとします。

ク ネーミングライツ・パートナーが作成した愛称ロゴの知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属します。ただし、何人も愛称ロゴをネーミングライツ・パートナーの定める条件に従って使用できることとします。

ケ 上記のほか、提案のあった愛称や愛称ロゴについて必要がある場合、市はネーミングライツ・パートナー優先候補者と協議して決定できることとします。

(3) 命名期間（協定期間）

○供用開始日（令和10年（2028年）10月1日予定）から令和15年（2033年）3月31日まで

※ 施設の供用開始が遅れた場合は、協議のうえ供用開始日前日までを周知期間として取り扱うこととします。

(4) 命名権料（希望金額）

○年額200万円以上（消費税及び地方消費税を含む）とします。ただし、当該金額未満での応募も可能です。

ア 命名期間中に施設の改修工事等により施設の利用が制限される場合は、協議により命名権料を月割りで減額することができます。この場合でも、愛称の使用は継続できることとします。

イ 命名権料が発生するのは施設の供用開始月（供用開始日が月の初日でない場合は供用開始月の翌月）からとし、初年度の命名権料は年額の命名権料を12か月で除した額（千円未満切り捨て）に対象月数を乗じた額とします。

(5) 費用負担

ア 市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次のとおりとし、ネーミングライツ・パートナーは、命名権料とは別に費用負担することとします。協定期間満了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

区 分	費用負担
建物壁面及び敷地内看板への愛称の表示（※1）	ネーミングライツ・パートナー
敷地外掲示物への愛称の表示（※2）	ネーミングライツ・パートナー
市ホームページ、市が発行する印刷物の表示変更（※3）	市

※1 愛称の表示に関して、その数量、大きさ、材質、設置位置等は、別紙「ネーミングライツ・サイン設置（案）」を基本とし協議のうえ決定します。

※2 工事看板など敷地外掲示物への愛称の表示は、関係機関等と協議のうえ、変更可能なものはネーミングライツ・パートナーの費用負担にて行います。

※3 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。

イ 指定管理者が作成する印刷物及びホームページの表示変更に要する費用については、別途協議することとします。

4. ネーミングライツ・パートナーへの特典（必要に応じて記載してください。）

○応募に際し、市に希望する特典があれば提案してください。別途協議させていただきます。

【特典例】

体育館（アリーナ）の優先予約権、利用料の軽減、トレーニングルームの利用券、企業PRブースの設置 など

※ 利用料の軽減、トレーニングルームの利用券など費用が発生する場合は命名権料の10%を上限とします。（千円未満切り捨て）

5. 応募方法

(1) 募集期間

令和8年（2026年）8月1日から令和8年（2026年）9月30日まで

(2) 提出書類

- ア ネーミングライツ申込書（様式1）
- イ 応募資格に関する誓約書（様式2）
- ウ 社会貢献等に関する調書（様式3）
- エ 会社概要及び直近2か年の決算報告
- オ 定款、規約又はこれらに類する書類
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- キ 千曲市税の納税証明書（直近1年間）

(3) 提出方法

上記(2)の提出書類各1部を持参又は郵送により提出してください。

ア 持参する場合

募集期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く)内の午前8時45分から午後4時30分までの間に提出先に持参してください。

イ 郵送する場合

郵便書留により募集期間内に郵送先に必着するよう送付してください。

(4) 提出先・郵送先

千曲市役所 企画政策部 公民共創推進室

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

(5) 留意事項

ア 応募に要する費用は、全額応募者の負担とします。

イ 必要に応じて提出資料の再提出や追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出された書類の返却はしません。

エ 提出された書類は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

オ 施設の整備状況などを踏まえ、選定の前に応募内容の詳細確認を行うため申込者に対して個別ヒアリングを実施する場合があります。

(6) その他

提出された書類は、千曲市情報公開条例に基づき公開することがあります。

6. 選定方法

千曲市ネーミングライツ選定委員会において、提案された愛称、命名期間及び命名権料、応募者の経営状況・社会貢献実績等について総合的な審査を行い、ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

7. 協定の締結

市は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者とネーミングライツの取得に関して合意に至った時点で協定を締結します。

協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次の選定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求められます。

8. 協定の解除

(1) 協定の解除

協定締結後、市は、次に該当する場合、協定を解除できることとします。

ア ネーミングライツ・パートナーが本募集要項「3.(1)」に掲げる応募資格を喪失し、又は喪失することが明らかになった場合

イ ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合

ウ 「(仮称)千曲運動公園戸倉体育館」が何らかの理由により竣工又は供用できずに事業が中止となった場合(この場合の損害等の費用負担については、原則として原因者が負担するものとします。)

(2) 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

(3) 命名権料の返還

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき理由により協定を解除した場合、納入済みの命名権料は返還しないこととします。

9. 公表及び普及

(1) ネーミングライツ・パートナーの公表

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した際は、市報千曲や市のホームページ等を通じて、法人等名、愛称、命名期間、命名権料等を公表します。

(2) 愛称の普及

市は、ネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物等において愛称を積極的に使用します。

10. 問い合わせ先

千曲市企画政策部公民共創推進室

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

TEL：026-273-1111 内線 2241・2253

FAX：026-273-1924

電子メール：totai@city.chikuma.lg.jp

(別記 1)

本募集要項「3. (1)」に掲げる応募資格の条件

○ 千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針【抜粋】

第6 応募条件

1 応募資格

- (1) 応募できる者は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体（法人格は問わない。以下「法人等」という。）とします。ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募できないこととします。
- ① 法令等に違反している者
 - ② 市税を滞納している者
 - ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けている者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の者
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される者
 - ⑥ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等である者
 - ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる者
- (2) 複数の法人等による応募も可能としますが、その場合は、代表団体を定めること、構成する法人等の全てが応募資格を満たすことを条件とします。
-

(別記 2)

本募集要項「3. (2) ア」に掲げる愛称の内容

○ 千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱【抜粋】

（掲載できる広告の基準）

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと認められるもの